

佐倉市補助金等交付基準

1 趣 旨

この基準は、市が行う補助金等の交付について、透明性と公平性を確保し、適正かつ効果的な施策の展開を図るため、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するもののほか、補助期間、補助率等補助事業の指針を定めるものとする。

2 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合に交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において、19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付されるもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済に係る給付等を除く。）をいう。

3 交付期間の期限

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものや、債務負担行為等複数年で予算を設定した事業を除き、全ての補助金等について次のとおり終期を設定する。

（1）単年度補助以外の補助金等の交付期間は、4年を期限とする。

（2）国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。

（3）目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が4年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。

4 交付要件

補助金等の交付に際しては、公益性、公平性、有効性及び適格性について留意するものとする。

(1)	公益性	①	補助金等の目的や内容に明確な公益性が認められること。
(2)	公平性	①	他の団体や市民との間で公平性が保たれており、交付先に偏りが無いこと。
		②	補助制度の内容や申請方法等の情報が、市民に周知されていること。
		③	補助金等の交付先の決定についてのプロセスが適正、公平であること。
(3)	有効性	①	補助金等の金額に見合った効果が上がっていること。
		②	補助金等の交付が、他の手法と比較し施策目的の実現のために最適であること。
(4)	適格性	①	補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。
		②	補助金等の金額や補助率が補助対象経費に応じたもので妥当であること。

5 補助対象及び補助額

(1) 用語の定義

①団体の内容

- ・交付金：市の代行的な役割として事業を実施する団体に対する財政支援
- ・補助金：市との連携により実施するものに対する財政支援又は普及啓発等市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援
- ・事業費：補助対象となる事業費に対する補助を行うもの
- ・運営費：補助対象となる団体の存在に公益性があると認められる場合に、財政基盤がぜい弱等の理由により、その団体の運営に必要な基礎的経費を補助するもの

②個人の内容

- ・扶助費的な性格のもの：社会保障又は災害対策の性格を有する財政支援
- ・その他のもの：市が政策的に推進する個別の制度に関する財政支援

③団体・個人の内容

- ・国等補助：国又は県の制度若しくは財団法人等からの助成金に基づく補助

(2) 分類区分表

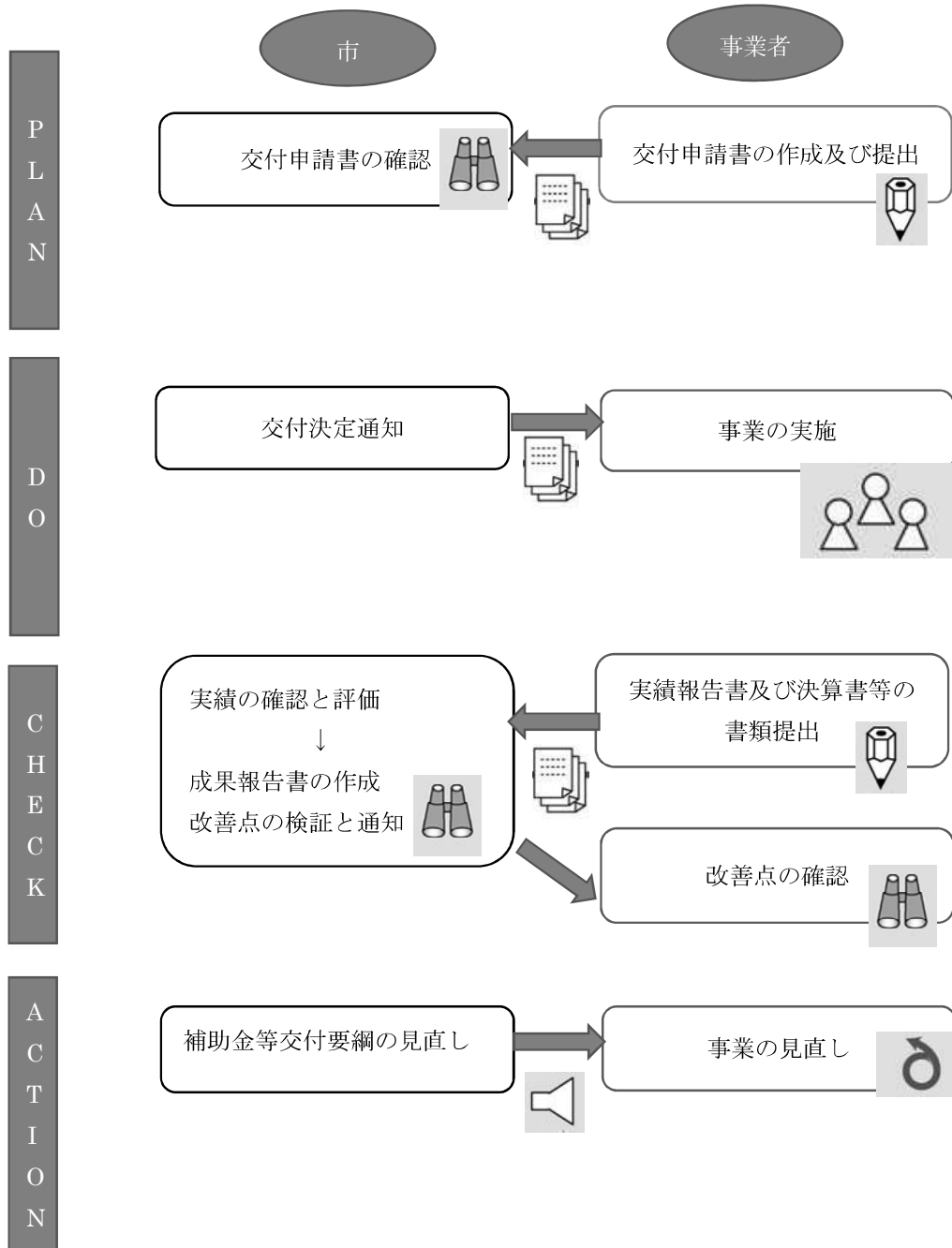
分類区分	団体個人区分	対象	事業費運営費区分	国等補助	分類別要件	補助額	
団体に共通した要件					会計処理及び使途が適切であること。	—	
					食糧費は事業に直接必要なものに限定し要綱の中で具体例を定めること。		
①	団体	交付金	事業費	有	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。	所要額	
②				無	補助金等の交付額については年度内に精算を行うこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。		
③	団体	補助金	事業費	有	補助金等の交付額については年度内に清算を行うこと。 国県等が定める補助率の規定を準用する場合の補助率は1/2を超えて設定することができる。	補助対象経費の1/2以内	
④				無	補助金等の交付額については年度内に清算を行うこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。		
⑤				運営費	有		補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額を超えないこと。 国県等が定める補助率の規定を準用する場合の補助率は1/2を超えて設定することができる。
⑥					無		補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額を超えないこと。 3年以上交付実績がないものは継続が必要な理由を明確にすること。 補助金交付開始から5年を超えて継続されているものは合理的な理由を必要とする。 実績の報告を行う場合は市政に対してどれだけの影響を及ぼしたのかといった成果の視点での報告も併せて行うこと。

分類 区分	団体個 人区分	対象	国等 補助	分類別要件	補助額
⑦	個人	扶助費的な性格の もの	有		所要額
⑧			無	所得要件を設けること。 3年以上交付実績がないものは継続が必要 な理由を明確にすること。	
⑨		その他のもの	有	国県等が定める補助率の規定を準用する場 合の補助率は1/2を超えて設定することが できる。	補助対 象経費 の1/2 以内
⑩			無	3年以上交付実績がないものは継続が必要 な理由を明確にすること。	

6 補助事業の管理

(1) 団体の場合

ア 補助事業の流れ



イ 補助制度の周知

ホームページ等で補助金等のメニュー、内容、担当所属等の情報を周知すること。

ウ 成果の検証

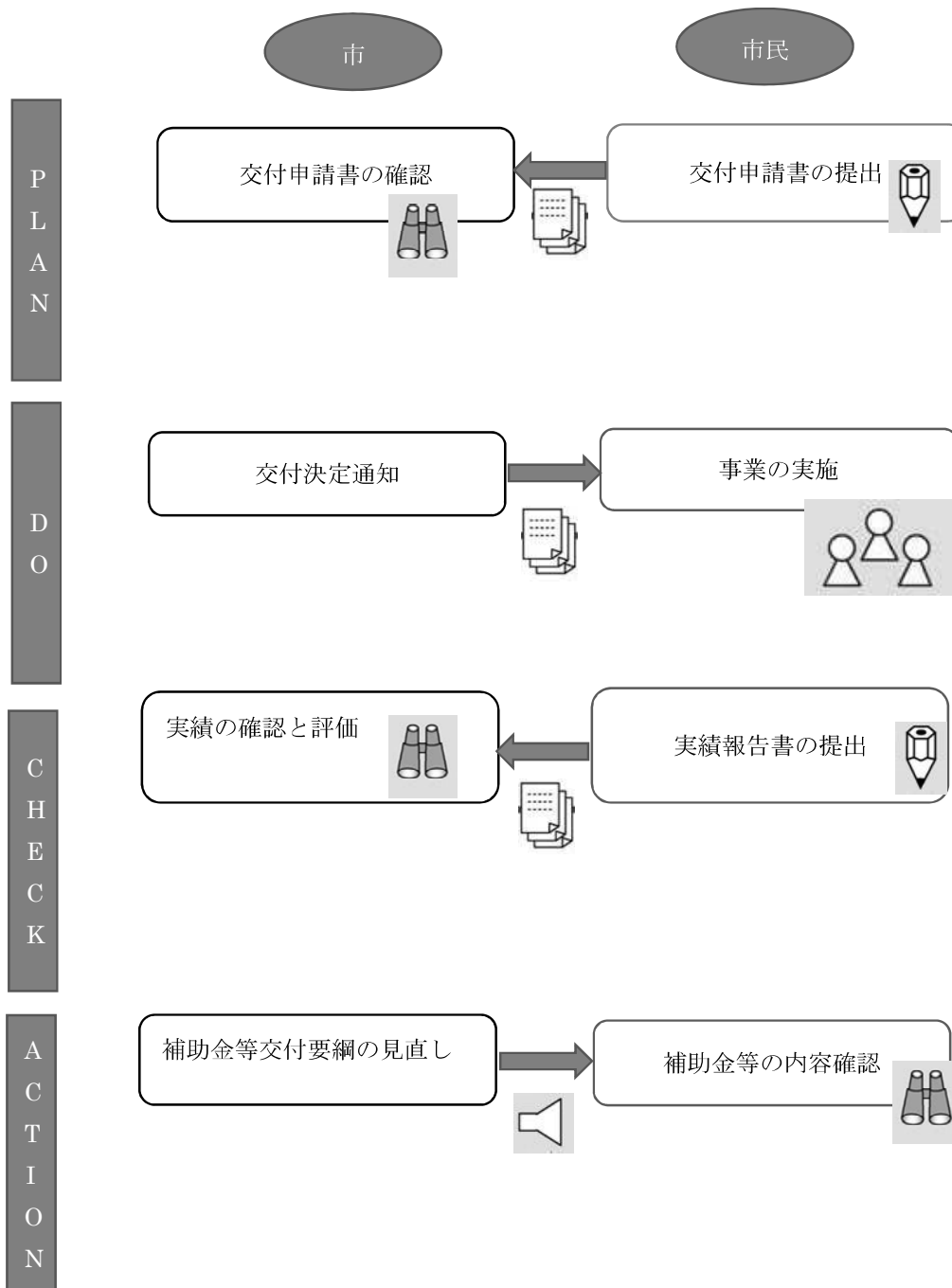
交付申請時に申請者自身が当該補助金等の事後評価を行う上で妥当であると考えている評価指標を提案するよう指導する。評価を行う場合には、補助金等の支出を行った金額、件数等だけではなく、公益性の向上につながったかを検証していくよう努めること。

エ 説明書やマニュアルの作成

申請団体向けに補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成し、職員向けに窓口対応マニュアル及び内部事務用に事例集等の作成を行うこと。

(2) 個人の場合

ア 補助事業の流れ



イ 補助制度の周知

ホームページ等で補助金等のメニュー、内容、担当所属等の情報を周知すること。

ウ 説明書やマニュアルの作成

申請者向けに補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成し、職員向けに窓口対応マニュアル及び内部事務用に事例集等の作成を行うこと。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- 3 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（20 佐財第 526 号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（22 佐財第 156 号）

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（23 佐財第 612 号）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26 佐財第 421 号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（佐財第 358 号）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 令和2年度の予算の査定等この基準を施行するために必要な行為は、この基準の施行の日前においても行うことができる。